		項第十号3に規定する当該都道府県の区域内の市町村の数値の合計数とする。
		［削る］
		3‖　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村が、その年の二月分として介護保険事業状況報告（平成十二年五月十七日付老発第四百八十七号老人保健福祉局長通知）によって厚生労働省に報告した「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「合計」の欄の数値の合計数とする。
十　農業行政費	農家数	［1・2　略］
		3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
		算式
		$(0.0382 \times B + 0.0100 \times C + 19.1582 \times D) \div A$
		算式の符号
		A　測定単位の数値
		B　基幹的農業従事者数
		C　耕地面積
		D　市町村数
		［4～6　略］

		内の市町村が、その年の二月分として介護保険事業状況報告（平成十二年五月十七日付老発第四百八十七号老人保健福祉局長通知）によって厚生労働省に報告した「一般状況(11)居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「計」の欄の数値の合計数とする。
		3‖　地域密着型サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村が、その年の二月分として介護保険事業状況報告によって厚生労働省に報告した「一般状況(12)地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「計」の欄の数値の合計数とする。
		4‖　施設介護サービス受給者数は、当該都道府県の区域内の市町村が、その年の二月分として介護保険事業状況報告によって厚生労働省に報告した「一般状況(13)施設介護サービス受給者数」の表側「総数」、表頭「計」の欄の数値の合計数とする。
十　農業行政費	農家数	［1・2　同上］
		3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
		算式
		$(0.0372 \times B + 0.0097 \times C + 18.6142 \times D) \div A$
		算式の符号
		A　測定単位の数値
		B　基幹的農業従事者数
		C　耕地面積
		D　市町村数
		［4～6　同上］